平成２６年（フ）第９５１号
大阪市平野区加美東２丁目７番６号
債務者　河野　　彩
1　決定年月日時　平成26年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第９６４号
大阪市鶴見区諸口６丁目５番４―508号
債務者　山本　浩徳
1　決定年月日時　平成26年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第９６５号
大阪市鶴見区諸口６丁目５番４―508号
債務者　山本　晶江
1　決定年月日時　平成26年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第９９８号
大阪市港区築港２丁目７番４―402号、前住所大阪市港区港晴４丁目４番17号
債務者　山脇　行洋
1　決定年月日時　平成26年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１０３３号
大阪府寝屋川市萱島信和町20番12―702号
債務者　遠山　和宏
1　決定年月日時　平成26年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１０６０号
大阪府枚方市山之上１丁目１番１号
債務者　山口　秀人
1　決定年月日時　平成26年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１０７９号
大阪府東大阪市鳥居町８番30号コモド・カーサ枚岡410号
債務者　中野　宏一
1　決定年月日時　平成26年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１０８９号
大阪府吹田市南吹田５丁目３番29号
債務者　溝田　眞弓
1　決定年月日時　平成26年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１０９２号
大阪市生野区舎利寺３丁目９番23号
債務者　守田　裕貴
1　決定年月日時　平成26年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１１１３号
大阪市此花区伝法１丁目１番２―111号
債務者　小林　正資
1　決定年月日時　平成26年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第７０号
大阪府泉佐野市鶴原1564番地の１―102
債務者　お好み焼きてんてここと　山田　滝子
1　決定年月日時　平成26年３月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月14日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第４４号
奈良県橿原市川西町148番地　県住Ｂ３―502号
債務者　中村香菜子（旧姓藤野）
1　決定年月日時　平成26年３月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月14日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第４８号
奈良県香芝市磯壁２丁目1012番地　上田住宅
債務者　中野　廣子
1　決定年月日時　平成26年３月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月14日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第１７号
島根県出雲市知井宮町238番地　出雲市民リハビリテーション病院内、住民票上の住所島根県出雲市中野町544番地３
債務者　上田　芳二
1　決定年月日時　平成26年３月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月15日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２６年（フ）第１９号
島根県出雲市大津町1401番地37
債務者　福代　泰久
1　決定年月日時　平成26年３月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月15日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２６年（フ）第１３０号
東京都八王子市川口町1351番地１栗原コーポ201号
債務者　立川　悟史
1　決定年月日時　平成26年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月９日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１３号
釧路市堀川町３番431号
債務者　佐藤　　等
1　決定年月日時　平成26年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月22日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２６年（フ）第９号
岩手県久慈市田屋町第１地割35番地４　サンハイツＤ号、旧住所岩手県久慈市長内町第23地割１番地７
債務者　皆川　一美
1　決定年月日時　平成26年３月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月27日午前11時50分
盛岡地方裁判所二戸支部